

物価高対応子育て応援手当

物価高の影響が長期化する中で、子育て世帯の生活を支援するため「物価高対応子育て応援手当」を支給します。原則、手当を受けるための申請は不要ですが③に該当する方は申請手続が必要です。詳しくは、町ホームページまたは子ども家庭課からの通知をご確認ください。

①支給対象者

令和7年9月分の児童手当受給者(令和7年9月に出生した児童については10月分)または令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者のうち生計を維持する程度の高い方

②支給額 対象児童1人につき2万円(1回限り)

③申請手続が必要な方

- ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者のうち生計を維持する程度の高い方
- ・公務員の方(所属庁の証明が必要です)
- ・令和7年10月1日以降に離婚等により児童手当の申請が必要になった方

④支給開始 2月下旬より順次支給

⑤申請期限 3月31日(火)

問合せ先 子ども家庭課 TEL366・7130

ホームページ



令和8年度 施設等利用給付認定

幼児教育・保育の無償化制度の対象になるためには、利用開始までに「認定申請」の手続きを行う必要があります。

対象者 保護者の就労等の理由により保育を必要とする児童で次の要件いずれかを満たす方

①認可保育所を利用できず認可外保育施設を利用される方で、令和8年4月時点で3歳児から5歳児クラスの方

※0歳児から2歳児クラスで住民税非課税世帯(世帯全員が非課税)の場合も対象となる可能性があります。しますので、子ども家庭課までお問い合わせください。

②私立幼稚園に在籍(予定)で、幼稚園の預かり保育を利用される方

③川越幼稚園に在籍(予定)で、ひばりこども園の一時預かりを利用される方

認可外保育施設等(①と③の場合)

県に届け出された認可外保育施設や一時預かりの利用料が対象となります。

2月27日(金)までに申請をしてください。

私立幼稚園の預かり保育(②の場合)

在籍(予定)の私立幼稚園にお問い合わせください。

私立幼稚園を通じての申し込みとなります。

※既に利用予定の施設を経由して申請された場合や、令和7年度中に認定を受けている場合は、新たに申請する必要はありません。現在認定中の方には、施設経由または直接郵送で現況届を送付します。

※制度について詳しくは町ホームページをご覧ください。

問合せ先 子ども家庭課 TEL366・7130

ホームページ



参加者募集！めざせ美ボディ～理想の身体づくりは運動から～

スポーツインストラクターを招き、家でも手軽に取り組める筋力アップ運動を体験します。筋力をつけて代謝をアップし、身体を引き締めましょう。初心者や運動が苦手な方も大歓迎！

申込・問合せ先 健康推進課 TEL365・1399

日時 2月27日(金)、3月25日(水)

両日とも午前10時～11時30分

場所 いきいきセンター2階 大研修室

持ち物 動きやすい服装、飲み物、タオル、運動靴

定員 20名

申込締切 2月20日(金)



申告会場開設

確定申告

町県民税・所得税及び復興特別所得税

会場の混雑を避けるため定員を設けて相談を受け付けます。相談には整理券が必要です。整理券をお持ちでない方は相談できませんのでご注意ください。



開設期間 2月2日(月)～3月16日(月) ※土・日曜日、祝日は除く

・還付以外の申告の方は、2月16日(月)から申告を受け付けます。

受付時間 午前の部 8時40分～11時30分 午後の部 1時30分～4時30分

※午前11時30分～午後1時30分は閉場 ※3月16日(月)は午前の部のみ

申告会場 役場2階 第203会議室

定員 38名 午前の部:整理券 各日20名

午後の部:オンライン予約 各日18名(午後1時30分から30分ごとに3名)

※午後の部はオンライン予約のみで、電話予約は受け付けておりません。

整理券 整理券1枚につき2名分(本人+家族1名)まで

オンライン予約締切

前々日(2月6日であれば2月4日まで予約可能)

予約1件につき2名分(本人+家族1名)まで

オンライン予約



■申告に必要なもの

- (1)申告者の個人番号が確認できる書類(マイナンバーカード等)
- (2)申告者の身元確認書(免許証等)
- (3)昨年、役場で申告をされた方は「利用者識別番号」の分かるもの
- (4)その他下記①～⑨に該当する方は、各欄に記載の書類

①事業所得、不動産所得がある方	総収入金額や必要経費の内訳を記載した収支内訳書
②報酬・配当所得がある方	それぞれの支払明細書等
③給与所得・各種年金所得等がある方	それぞれの源泉徴収票の原本
④社会保険料控除を受けようとする方	証明書や領収書等、令和7年中の支払いを確認できるもの
⑤生命保険料・地震保険料控除を受けようとする方	生命保険・損害保険会社等から発行された証明書
⑥障害者控除を受けようとする方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、65歳以上の方で障害者に準ずるとして福祉課が発行した「障害者控除対象者認定書」等
⑦寄附金控除を受けようとする方	寄附先からの寄附の受領証等
⑧医療費控除を受けようとする方 ※セルフメディケーション税制とどちらか一方のみ選択できます。選択した控除は変更不可	・医療費控除の明細書(受診者・病院ごとに分けて合計金額を記載したもの) ・医療費通知 ・医療費を補填された金額の分かるもの
⑨セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を受けようとする方 ※医療費控除とどちらか一方のみ選択できます。選択した控除は変更不可	・セルフメディケーション税制の明細書(薬局などの支払先ごとに合計金額を記載したもの) ・健康の保持増進のために一定の取組みを行ったことを証明する書類

- ・資産や株式の譲渡所得がある方や青色申告の方、インボイス発行事業者の方は受け付けできません。ユマニテクプラザ3階所得税確定申告会場でご相談ください。
- ・会場では、町職員が確定申告書の作成を補助します。申告書や添付資料の準備や作成、内容をご自身で責任を持って確認してください。
- ・申告期限間近は、資料等に不足があった場合、申告書を返却することがあります。
- ・ご自身で作成・印刷した確定申告書は、郵送等により税務署へ提出してください。 ※上記開設期間内であれば役場税務課窓口へ提出できます。

ふるさと納税の申告漏れにご注意ください

次に該当する方は、申告特例(ワンストップ特例)の申請を行った場合であっても、特例が適用されなくなりますので、全てのふるさと納税を所得税の確定申告で申告してください。

- ・医療費控除の適用を受ける場合等で確定申告を行う方
- ・ふるさと納税の寄附先が6団体以上となる方

問合せ先 税務課 TEL366・7114